

## 第9回半田市農業委員会総会議事録

令和6年3月21日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所大議室へ招集した。

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第21号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第23号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定及び半田市農業経営  
基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6)-③  
の規定による農用地利用集積計画について  
諮問第3号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

#### 委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏名	出欠席	担当区域	氏名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

#### 事務局出席者

事務局長	大木康敬	書記	服部由紀
書記	竹内裕基		

## 事務局

ただ今から第9回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、本日はお集まりいただきありがとうございます。案件がたくさんありますが、活発なご審議をお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

## 議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、7番の堀崎純一委員と8番の藤野道子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第22号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、5件出ております。番号503-26について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は相続により取得したが耕作することが困難となり、以前から譲受人が耕作を行っていたということで、特に問題ないかと思われま。場所については、担当委員よりお願いします。

## 委員

別冊1頁をご覧ください。知多半島道路半田インターと半田中央インターの間ぐらいに位置しています。また、西側に半田営農センターがあります。現地を確認しましたが、適正に耕作されており、問題ないかと思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

番号503-26につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号503-26につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-26 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-27 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は千葉県に在住しており、以前から譲受人が管理を行っていたということで、特に問題ないかと思われます。現地確認も行いましたが、適正に耕作されておりました。子供と今後も耕作を続けていくとのこと。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

番号 503-27 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-27 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-27 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-28 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。譲受人に確認を行い、現在両親が申請地以外の場所で耕作を行っており、今後は申請地を含め、家族 4 人で耕作を行っていくとのこと。現在の借地も 5 年借りられているということで、特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

#### 委員

別冊 2 頁をご覧ください。現地を確認しましたが、適正に管理されており、問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

番号 503-28 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-28 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-28 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-29 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。譲受人に確認したところ、高齢になり急な畔の草刈りなど管理が難しく、以前から譲受人が隣地ということで管理も手伝っており、今後は野菜などを作って耕作を行っていくとのこと。現地確認も行いましたが、適正に管理されておりました。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

番号 503-29 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-29 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-29 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-30 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。申請地と隣地が一体的な農地になっているため、譲受人に確認したところ、譲渡人と隣地所有者はいとこの関係であり、申請人は隣地所有者の息子にあたります。今後は一枚の田として耕作を行っていきたいとのこと。場所については、別冊 3 頁をご覧ください。住吉橋東の交差点の近くの工場の裏手にあります。現地確認も行いましたが、適正に耕作されておりました。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

番号 503-30 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-30 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-30 を承認・可決いたします。

続きまして、第 22 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。

番号 505-44 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は、東京都港区で法人向けの発電所開発、運営管理支援事業等を営む法人で、同様の施設を申請地近辺で何件か設置を行っています。太陽光発電施設の設置のために今回申請に至りました。場所については、担当委員よりお願いします。

#### 委員

別冊 4 頁をご覧ください。国道 247 号線から南に下ったところの工場の南側になります。申請地の 2 枚隣のところについては、前回申請があったところとなります。今回も方式としては、同じになります。現地については、耕作放棄地の状態となっており、特に問題ないかと思われます。

#### 議長

番号 505-44 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-44 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-44 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-45 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については記載のとおりです。譲受人の父と隣地所有者から譲受人に所有権を移転するものです。遡及の案件となり、現地を確認していただくと既に駐車場として利用されております。また、申請地南側の建物

は譲受人の父が建設したマンションがあります。平成の初頭ごろに許可を得ずに利用を行っており、始末書で対応するものです。申請地を愛知用水の管が通っておりますが、末端であり問題ありません。

場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 5 頁をご覧ください。申請地は、現在既に駐車場として使用されており、農業上の問題は無いかと思われます。よろしくお願いします。

議長

番号 505-45 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-45 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-45 を承認・可決いたします。

続きまして、第 23 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、8 件出ています。番号 506-116~117 まで関連していますので、一括審議といたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人が高齢のため、耕作をお願いするものです。譲受人は、半田市で大きく農業を行っている農家さんですので、問題ないかと思われます。場所につきましては、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。特別養護老人ホームの南側にございます。現地を確認したところ、トラクターで適正に耕作されており、特に問題ないかと思われます。

委員

もう一件の場所については、別冊 16 頁をご覧ください。半田市と常滑市の境に位置し、大曾公園の近くとなります。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 506-116~117 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-116~117 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-116~117 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-118 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人に対して、確認を行ったところ、申請のとおりであるとのことでしたの

で、問題ないかと思われます。

委員

場所については、別冊 8 頁をご覧ください。半田営農センターの西側に位置し、現地を確認しましたが、適正に耕作されておりましたので、問題ないかと思われます。

議長

番号 506-118 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-118 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-118 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-119 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人の法人は、半田市で大規模に農業を営んでいる方がこの度、法人化を行ったものです。特に、問題ないかと思われます。

委員

場所については、別冊 9 頁をご覧ください。珈琲店から西に 1 0 0 m いったところにあります。現地を確認しましたが、適正に耕作されておりましたので、問題ないかと思われます。

議長

番号 506-119 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-119 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-119 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-120~121 まで関連していますので、一括審議といたします。事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は、半田市で大規模に農業を行っている若手のグループで、度々同様の申請がされている方です。特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 10 頁をご覧ください。現地を確認しましたが、適正に耕作されておりました。また、別冊 11 頁をご覧ください。この土地についても、適正に耕作されており、問題ないかと思われます。

議長

番号 506-120~121 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-120~121 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-120~121 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-122~123 まで関連していますので、一括審議といたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は、新規就農者でおじの土地を借りて就農をしたいとのこと。場所については、12 頁をご覧ください。市営団地の東側に位置し、そこにある家が申請人の家になります。申請人は現在、農業研修中であり、ハウス栽培を行う予定とのこと。精力的に行っていきたいとのことですので、特に問題ないかと思われま。

#### 事務局

申請人は認定新規就農者の手続きを進めている最中です。研修も行っており、作物の販売先も研修しているところとのこと。

#### 議長

番号 506-122~123 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-122~123 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-122~123 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 3 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、3 件出ております。番号 1 について事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については、記載のとおりです。申出者は名古屋市を中心に調剤薬局を広く営む法人です。この度新半田病院隣接地で調剤薬局を開設するため、農用地の除外の申請に至りました。大型病院の隣接地で、既に何件か実績があり、問題ないかと思われま。場所については、担当委員よりお願いします。

#### 委員

場所については別冊 13 頁をご覧ください。新半田病院建設予定地の東側の北側に位置し、知多南部総合卸売市場のすぐそばになります。特に問題ないかと思われま。

#### 事務局

補足いたします。西側に防災広場、北側に白地に接する縁辺部になりますので、やむを得ないと判断しております。よろしくお願ひいたします。

#### 議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 の担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申出者は一般廃棄物業等を営んでいる法人になります。駐車場が必要となり、何件か探していたところ、申請地に至ったとのこと。砂利敷の駐車場になる予定で、洗車は行わないとのことですので、排水も問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 14 頁をご覧ください。申請地の北側にガソリンスタンクがあり、その間に南側に下っていく水路があります。特に問題ないかと思われます。

事務局

申請地南側も駐車場に隣接しており、やむを得ないと判断しており、その他の要件についても問題ないと判断しております。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

排水については、北側の水路に放出するのですか。

事務局

基本的に砂利敷のため自然浸透になりますが、それを超える分については北側に最終柵を設置し、そこから水路に放出する計画です。

委員

柵に集水するということは、傾斜をつけて沈砂地のように柵に集水するということですか。

事務局

そのとおりです。

委員

自然浸透する水などは、駐車する車からでる水等もあるかと思しますので、洗車などをしないよう計画をしっかり確認する必要があると思います。排水同意はでていますか。

事務局

該当工区から同意書がでています。

議長

番号 2 につきまして、ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 3 の担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。申請者は現在牛を 40 頭飼育しておりますが、将来的に 360 頭まで増やす計画があるため、必要となる堆肥舎ならびに牛糞乾燥ハウスを建設したいとするものです。譲渡人も大規模に畜産業を営んでおり、同業に今回の土地を譲ることも確認でき、問題ないかと思われます。

#### 委員

場所については、別冊 15 頁をご覧ください。半田運動公園の北側にあります。申請地の向かい側に譲渡し人の牧場がございます。

#### 事務局

本申請は、番号 1、2 と異なり、用途変更の申請となり、農業用施設に変更の申請となります。

#### 議長

番号 3 につきまして、ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 3 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 2 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 8 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。

#### 議長

報告第 1 号から第 3 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 9 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 00 分)